

# In depth

## A look at current financial reporting issues

2020年10月9日  
In depth No. 2020-06

### 金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

### FAQ 2.6—ISDAによるフォールバックの修正は、「金利ベンチマーク改革で要求される」という要件を満たすか

#### 背景

2020年10月23日、国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)は、主要な銀行間取引金利(IBOR)のフォールバック条項に関連するデリバティブに関するISDA2006年版定義集の改訂を公表しました。これらの改訂は、2021年1月25日に発効します。改訂された定義に盛り込まれたフォールバック条項は、IBORの代替金利として選択されたりリスク・フリー・レート(RFR)についての修正版であり、IBORとRFRの差異に対応するスプレッドを含んでいます。このようなフォールバック条項を新たな契約に盛り込む修正に加えて、ISDAは、レガシー契約もこれらの条項に依拠できるようにするためのプロトコル(「ISDAプロトコル」)を公表しました。

ISDAプロトコルの対象となる金利について、フォールバック・レートを算定するための主要な原則は以下のとおりです。

- フォールバックとは、IBORの公表が停止された場合、契約においてRFRに連動する代替金利を合意することを保証する手段であり、フォールバック条項の発動後、契約の経済性が当初の契約に可能な限り近似し、価値の移転を最小限に抑えるためのものです。
- IBORは前決め(フォワード・ルッキング)金利ですが、RFRは翌日物レートであるため、複利の後決め(バックワード・ルッキング)金利になります。また、IBORにはターム・クレジット・リスク・プレミアムも含まれます。したがって、RFRに対する主要な修正が必要になります。
- 期間構造についてRFRを調整するために、関連する期間の翌日物RFRの日次の価値を複利計算することにより、複利での金利が算出されます。利率は、支払期日の数日前(2~5日)に設定されます。
- ターム・クレジット・リスク・プレミアムがない場合の調整については、直物IBOR固定と複利RFRのスプレッドの中央値に基づくスプレッド調整を、5年間の統計的なルックバック期間にわたり計算することになります。
- 状況によっては、LIBORレートの公表停止およびRFRへの移行の前に、契約上、LIBORレートが変動金利のキャッシュ・フローの決定にまだ使用されている間に、スプレッド調整の計算が行われる可能性があります。これは、LIBORレートの公表が恒久的に停止される前に、英国金融行為規制機構(FCA)が、LIBORレートは将来の特定の日以降、指標性を有しないことになると発表する場合が該当します。

#### 質問

企業が、ISDAプロトコルに依拠して、ヘッジ関係で指定された新しい指標金利へのデリバティブの移行を行う場合、その結果生じる変更は、ヘッジ指定を修正する救済措置が適用されるIFRS第9号第6.9.1項(および、IAS第39号第102P項)の「金利指標改革によって要求される」の要求事項を満たすでしょうか。

注: 契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎に対して、(例えば、デリバティブ契約の両当事者のその後の条件変更により)追加的な変更が行なわれる場合、これらは本資料のSection 2のガイダンスに従って、別個に分析する必要があります。上記のように、ISDAのフォールバックの追加は、IFRS第9号第6.9.1項(およびIAS第39号第102P項)の条件が満たされている場合、デリバティブ条件のその後の条件変更に関するヘッジ会計の救済措置の適用を妨げるものではありません。

## 回答

はい。IFRS第9号第5.4.7項は、契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更が「金利指標改革によって要求される」ために必要な、次の2つの条件を規定しています。

- i) 当該条件変更が金利指標改革 (IBOR改革) の直接の結果として要求される。
- ii) 契約上のキャッシュ・フローの決定の新たな基礎が従前の基礎と経済的に同等である。

これらの条件のどちらも満たしている場合について、詳細を以下で説明します。

### IBOR改革の直接の結果としてフォールバック条項の必要性

ISDAプロトコルの変更は、[FAQ 2.1-「金利指標改革の直接の結果として要求されている」とは](#) (和訳は[こちら](#)) で述べられているガイダンスと整合しています。その理由は、以下のとおりです。

- 当該変更は、既存の IBOR ベースのフォールバック条項を新しい代替的指標金利ベースのフォールバック条項に置き換えるものである。
- 既存のそれぞれの IBOR ベースの指標金利について、フォールバック条項は、該当する通貨において利用可能であり、合理的な代替金利であると考えられる代替的な指標金利への移行メカニズムを提供する。
- 固定スプレッドの変更に使用される手法は、既存の IBOR ベースの指標金利と新たな代替的な指標金利との差異を反映している。

### フォールバック条項の経済的同等性

フォールバック条項の条件およびデザインは、契約に条項が追加された時点で評価されます ([FAQ 2.4-将来発動されるフォールバック条項を追加するように契約が修正された場合、いつ「経済的に同等」を評価すべきか](#) (和訳は[こちら](#)) を参照)。フォールバック条項が直ちに発動しない場合、企業は、キャッシュ・フローに影響を与えるときに、経済的に同等であると合理的に見込まれるかどうかを判定します。ISDAフォールバックに関して、契約を締結している相手方については、2021年1月25日に当該条項が契約に追加されます。現時点で、PwCは、将来におけるフォールバック・レートを算定するメカニズムに関して、キャッシュ・フローに影響を与えるときに経済的に同等であることが合理的に見込まれる情報は十分に入手可能であると考えています。その理由は、以下のとおりです。

- IFRS 第 9 号 第 5.4.8 項 (c) に示される「経済的に同等」の例と整合する。この例は、従前の指標金利と代替的な指標金利との基礎の差異を補うために必要な固定スプレッドを追加することによって、既存の指標金利と代替的な指標金利との置換えを可能にするフォールバック条項を (契約条件に) 追加することが記載されている。
- 過去の 5 年間のスプレッドの中央値を用いて固定スプレッド調整を決定するアプローチは、[FAQ 2.2-「経済的に同等」とは](#) (和訳は[こちら](#)) に示されるガイダンスと整合しており、適切な過去の期間を考慮している。固定スプレッド調整の計算とその後の RFR ベースのキャッシュ・フローの決定における使用との間にタイムラグが生じる可能性はあるが、これは判定日 (すなわち、現在) までの 5 年間の情報に基づくものであること、および移行についての明確に定義された市場メカニズムが存在し、よく周知され市場で予測されていたことを考慮すると、経済的に同等な基礎であると結論づけることができる。
- 支払期日の 2 日前から 5 日前に設定される複利 RFR は、「金利指標改革を実施するための再設定期間、再設定日または利払日間の日数の変動」の IFRS 第 9 号 第 5.4.8 項 (b) に規定されている経済的に同等の例と整合している。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.